一抜け方式による入札について

春日部市役所 契約檢查課

一抜け方式とは

一抜け方式とは、複数の案件をひとまとめにしたグループを設定し、ひとつのグループの中で1者が落札できる案件数を最大1件までとする入札方法です。これにより 通常の方式よりも多くの者が工事等を受注することができます。

一抜け方式により入札を執行する場合には、あらかじめ、公告中にその旨を明示します。 一抜け方式により執行される可能性のある案件は、主に以下のようなものです。

- ひとつの工事等を、複数の工区に分け、発注する工事等
- 工事期間がほぼ同一である同種の工事等
- その他市長が必要と認める工事等

一抜け方式による落札者の決定

一抜け方式による入札では、あらかじめ同一グループ内の案件に落札決定順位、もしくはその設定方法を定めておき、上位の案件から順に落札決定をします。また、上位の案件で落札候補者となった者の札は、下位の案件では失格となります。落札決定順位、もしくはその設定方法は、公告中に明示します。

また、案件によって、地域区分ごとに落札可能業者数を設定する場合があります。

一抜け方式の注意点

春日部市では一般競争入札に事後審査型を導入していることから、一抜け方式により入札を行った場合には、特に落札決定順位下位の案件において、通常の入札よりも落札決定までに時間を要する場合があります。その場合、同一グループ内全案件の結果が出そろうまで、お問合わせ等に返答できないことがありますので、ご注意ください。

また、特に落札順位下位の案件で、落札可能業者が1者のみとなり、<u>実質的に競争性が発揮されないと見なされる場合には、公告中に一抜け方式により執行すると明示していても、通常の方式により執行する場合があります。</u>

一抜け方式による入札のシミュレーション

下記のとおり、3案件をひとつのグループとして事後審査型制限付一般競争入札を 執行するとします。

第 XXXXX1 号
A工事(第 1 工区)
7 月 8 日~12 月 20 日
6,000,000 円(税抜)
変動型最低制限価格を設定する
土木工事
市内業者

第 XXXXX2 号 A工事 (第 2 工区) 7 月 8 日~12 月 20 日 5,000,000 円 (税抜) 変動型最低制限価格を設定する 土木工事 市内業者 第 XXXXX3 号
A工事(第 3 工区)
7 月 8 日~12 月 20 日
5,500,000 円(税抜)
変動型最低制限価格を設定する
土木工事
市内業者

※このグループについては、公告番号の小さいものから落札決定順位を設定する。

入札を執行したところ、今回は3者より下記のとおり応札があったものとします。

A 工事 (第1 工区) A 工事 (第2 工区) A 工事 (第3 工区)

P者(市	内) Q	者(市内)	R者(市内)
5,100,0	000 5	,200,000	5,000,000
4,200,0	000 4	,700,000	4,000,000
5,000,0	000 5	,200,000	4,800,000

※各案件中、最も安価な札を赤字で表示した。

1. 最低制限価格の算出

計算式に従って、最低制限価格の算出をします。今回の案件では、すべての札が最 低制限価格以上であったとします。

|2. 落札決定順位の決定

今回の案件では、公告番号の小さいものから落札決定順位を設定していきますので、 第1工区、第2工区、第3工区の順に落札候補者の決定を行います。

3. 落札候補者の決定

設定された落札決定順位に従って、落札候補者を決定します。

落札決定順位1位の案件はA工事(第1工区)なので、その中で最も安価な札を入れたR者が落札候補者となります。

A工事(第1工区)

P者(市内)	Q者(市内)	R者(市内)	
5,100,000	5,200,000	5,000,000	
		落札 (候補) 者	

※各案件中、最も安価な札を赤字で表示した。

次に、落札決定順位2位の案件の落札候補者を決定します。R者は落札決定順位上位の案件の落札候補者になっていますので、金額にかかわらず失格となり、2番札のP者が落札候補者となります。

A 工事(第 2 工区)

P者 (市内)	Q者(市内)	R者(市内)	
4,200,000	4,700,000	4,000,000	
落札 (候補) 者		失 格	

※各案件中、最も安価な札を赤字で表示した。

最後に、落札決定順位3位の案件の落札候補者を決定します。落札決定順位上位の2案件について落札候補者が決定したことで、2者(P者、R者)が失格となります。その結果、落札可能な業者が1者のみとなり、競争が行われない状態になってしまいました。この場合、公告に明示している場合でも、一抜け方式によることを取り止め、この案件のみ通常の方式により落札候補者を決定することになります。

よって、3者の中で最も安価な札を入れたR者が落札候補者となります。

A工事 (第3工区)

P者(市内)	Q者	·(市	勺)	R者((市内)
5,000	,000	5,2	00,0	00	4,800	0,000
失	格	落	札	?	失	格



A工事(第3工区)

P者(市内)Q者(市内)R者(市内)5,000,0005,200,0004,800,000落札(候補)者

※各案件中、最も安価な札を赤字で表示した。

共同企業体が参加可能な案件における一抜け方式の注意点

落札決定順位上位の案件で落札候補者となった者によって提出された下位の案件での入札書が失格となる場合の基準は、下記のとおりとなります。

- 1. 各一抜けグループ内で定められた落札決定順位上位の案件で「落札候補者となった者」が下位の案件で提出した入札書は、失格とする。
- 2. 上位の案件で落札候補者となった者が単体業者の場合、「落札候補者となった者を 構成員とする共同企業体」が下位の案件で提出した入札書は、失格とする。
- 3. 上位の案件で落札候補者となった者が共同企業体の場合、「落札候補者となった共同企業体を構成する者のいずれかを構成員とする共同企業体」が下位の案件で提出した入札書は、失格とする。
- 4. 上位の案件で落札候補者となった者が共同企業体の場合、「落札候補者となった共同企業体を構成する者のいずれか」が単体企業として下位の案件で提出した入札書は、失格とする。

(下位案件での入札書が**失格**となる場合の例)

上位案件の落札候補者		下位案件での入札書(<mark>失格</mark>)
単体(P者)		・P者
111 (2 11)		・P者を構成員とするJV
		・P者
JV(P、Q者)		・Q者
		・P者またはQ者を構成員とするJV